

MEMORANDUM

To: 日本ローン債権市場協会

From: 森・濱田松本法律事務所
弁護士 佐藤正謙、同 青山大樹、同 越智晋平

Date: 平成 27 年 2 月 16 日

Re: エージェントの代理調印によるシンジケートローン契約変更契約の締結に関する検討

ご照会のあった掲題の件について、当職らの検討結果を、以下のとおりご報告申し上げます。

1. 前提事実

当職らの検討は、以下の事実を前提とする。

- ① 現在、多くのシンジケートローン契約において、契約の変更には、借入人、全貸付人及びエージェントの書面による合意が必要とされている¹。
- ② 上記①に基づき、シンジケートローン契約の変更は、借入人、全貸付人及びエージェントが変更契約書に記名押印することにより行われることが多い（以下、シンジケートローン契約の変更契約を単に「変更契約」といい、これに係る契約書を「変更契約書」という。）。

¹ 契約変更の合意の当事者となることを要する貸付人の範囲に関しては、常に全貸付人の合意を要求する例（貴協会公表に係るコミットメントライン契約書（平成 25 年版）第 28 条第 1 項、同タームローン契約書（平成 25 年版）第 24 条第 1 項）の他に、一定の変更事項に関しては多数貸付人の合意をもって足りるとする例（貴協会作成「コミットメントライン契約書及びタームローン契約書（JSLA 平成 25 年版）の解説」91 頁記載の規定例）や、シンジケートローンの解体に備えて多数貸付人及びエージェントの合意による契約変更について定める例もある（貴協会公表に係るコミットメントライン契約書（平成 25 年版）第 28 条第 2 項、同タームローン契約書（平成 25 年版）第 24 条第 2 項参照）。本メモランダムにおける検討は、このうち全貸付人の合意を要求する例を念頭に置いて行うが、本メモランダムにおいて検討する各貸付人とエージェントとの間の法律関係は、基本的に上記のいずれの例に関しても当てはまるものである。また、シンジケートローン契約に関連して締結される担保契約等の関連契約においても、契約の変更全貸付人（又は多数貸付人）の書面による合意が必要とされることがある。本メモランダムにおける検討は、基本的にはこのような関連契約の変更の場面に関しても当てはまるものである。

- ③ 上記②に対し、貴協会は、全貸付人が自ら変更契約書に記名押印することを要しないよう、エージェントが全貸付人を代理して変更契約を締結する方式（以下「代理調印方式」という。）の可否を検討している。代理調印方式の手続は概要以下のとおりである。
- (i) 借入人は、エージェントに対し、希望する契約変更の内容を示して、契約変更を依頼する（その様式は、大要別紙 1 のとおりであることが想定される。）。エージェントは、全貸付人に対し、かかる契約変更依頼を通知する（その様式は、大要別紙 2 のとおりであることが想定される。）。
 - (ii) 上記(i)の後、変更契約書の最終案（以下「変更契約書案」という。）が作成された段階において、エージェントは、全貸付人に対し、変更契約書案を送付するとともに、契約変更の内容及びエージェントが当該貸付人を代理して変更契約書に記名押印することに関する諾否の回答を依頼する（その様式は、大要別紙 3 上段のとおりであることが想定される。）。
 - (iii) 各貸付人は、変更契約書案の内容を検討し、契約変更の内容及びエージェントによる代理調印に対する諾否について意思決定を行い、その結果をエージェントに回答する（その様式は、大要別紙 3 下段のとおりであることが想定される。）。かかる回答は、回答書原本の交付又はファクシミリ通信により、エージェントに通知される。エージェントは、各貸付人の回答結果を借入人及び全貸付人に通知する（その様式は、大要別紙 4 のとおりであることが想定される。）。
 - (iv) エージェントは、上記(i)ないし(iii)の結果、契約変更の内容及びエージェントによる代理調印を承諾した貸付人の代理人として²、その資格を表示して借入人との間で変更契約書に記名押印し（その様式は、大要別紙 5 のとおりであることが想定される。）、エージェントに代理される貸付人自身は変更契約書に記名押印しない。
 - (v) 上記(iv)においてエージェントにより締結される変更契約書は、上記(iii)において各貸付人が承諾の意思決定の前提として検討した変更契約書案と、その形式及び実質において同内容のものである。

² エージェントは、貸付人の代理人としての資格の他、エージェント本人の資格においても変更契約の当事者となることとなる。更に、エージェントが貸付人を兼ねる場合、エージェントである金融機関は、エージェント本人兼貸付人代理人に加え、貸付人本人の資格においても変更契約の当事者となることとなる。

2. 照会事項

- (1) 代理調印方式により締結された変更契約の効果はシンジケートローン契約の当事者に有効に帰属するか。
- (2) 代理調印方式によりシンジケートローン契約の変更契約を締結する場合、エージェントが、無権代理人の責任や委任契約違反の責任を負うこととなるか。

3. 結論

- (1) 照会事項(1)について

代理調印方式により締結された変更契約の効果はシンジケートローン契約の当事者に有効に帰属する。

- (2) 照会事項(2)について

上記 1 記載の事実関係を前提とする限り、代理調印方式によりシンジケートローン契約の変更契約を締結する場合、エージェントが、無権代理人の責任や委任契約違反の責任を負うことにはならないと考えられる。

4. 検討

- (1) 照会事項(1)について

- (a) 代理の要件及び効果

一般に、財産的法律行為は代理の方式によって行うことが許容されている³。シンジケートローン契約の変更契約は、かかる財産的法律行為の一種であり、代理の要件を満たす限り、代理の方式によって締結することができる。

代理行為の効力が本人に帰属するための要件は、代理人が、①その権限の範囲内で、②本人のためにすることを示して（顕名）、意思表示を行うことで

³ 於保不二雄編『注釈民法(4)総則(4)』（有斐閣）16頁。

ある⁴。

代理調印方式においては、以下のとおり、上記の要件が満たされるということが出来る。

- ① 上記 1③(iv)記載のとおり、エージェントは、契約変更の内容及びエージェントによる代理調印を承諾した貸付人の代理人として変更契約の当事者となるものであり、当該貸付人は、上記 1③(iii)記載のエージェントに対する回答書によって⁵、エージェントに対し変更契約締結の代理権限を付与していると見ることが出来る。
- ② 上記 1③(iv)記載のとおり、エージェントは、契約変更の内容及びエージェントによる代理調印を承諾した貸付人の代理人としての資格を表示して借入人との間で変更契約書に記名押印するものであり、顕名を行っていると見ることが出来る。

代理の要件が満たされる場合、代理人の意思表示の効果は直接本人に帰属することから、エージェントの記名押印により、変更契約の効力がエージェントによる代理調印を承諾した貸付人に帰属することとなる⁶。

⁴ 民法第 99 条第 1 項。なお、商行為の代理については顕名を要しない場合がある（商法第 504 条本文）。もっとも、本メモランダムにおける想定によれば、上記 1③(iv)及び別紙 5 のとおり、エージェントが貸付人の代理人として変更契約を締結することが変更契約書上明示され、借入人もこれを了知した上で変更契約書を締結することとなるから、顕名の有無は問題とされないと考えられる。

⁵ 上記 1③(iii)記載のとおり、各貸付人の回答は、回答書原本の交付のみならず、ファクシミリ通信によりエージェントに通知されることも想定される。代理権の授与は特別な方式による必要はなく、回答をファクシミリ通信の方法により送付することによって代理権授与を有効に行うことも可能である。なお、シンジケートローン契約に、エージェントに対する変更契約締結の代理権限付与に関する規定（かかる規定の例として、別紙 6 記載の条項が想定される。）が存する場合には、かかる通知によるまでもなく、当該契約条項の内容及び手続に従いエージェントが代理権限の付与を受けると整理することも可能である。本メモランダムにおける検討は、シンジケートローン契約にかかる条項が存しないことを前提としてもなお、代理調印方式による変更契約の締結が可能であることを述べるものである。

⁶ なお、貸付人のうち一部がエージェントによる代理調印を承諾したが他の貸付人が代理調印を承諾せず自ら変更契約に記名押印することを希望した場合において、エージェントが代理調印を承諾した貸付人のみを代理し他の貸付人は自ら変更契約に記名押印したときは、エージェントの代理行為の効果はエージェントに代理される貸付人についてのみ生じ、自ら記名押印した貸付人には、エージェントの代理行為の効果としてではなく自らの契約締結の効果として変更契約の効力が及ぶことになる。このように、エージェントが全貸付人ではなく一部の貸付人のみを代理して変更契約を締結し、他の貸付人は自ら変更契約に記名押印する方式による変更契約の締結も、当然可能である。自ら変更契約に記名押印する借入人及びエージェントに変更契約の効力が有効に帰属することも言うまでもない。

(b) その他の検討

a. 変更合意の書面性の要件との関係

上記 1①記載のとおり、多くのシンジケートローン契約において、契約の変更には、借入人、全貸付人及びエージェントの書面による合意が必要とされている。この点、代理調印方式によると、貸付人の少なくとも一部が変更契約書に記名押印しないこととなるから、「借入人、全貸付人及びエージェントの書面による合意」の要件を満たさないこととなるのではないかという疑問が一応あり得ないではない。

しかし、変更契約が書面により締結され、その効果がエージェントの代理行為を通じて全貸付人に帰属する以上、全貸付人がそれぞれ書面による変更契約により借入人、他の貸付人及びエージェントと合意したのと同様と見ることができる。実質的にも、エージェントにより代理される貸付人は大要別紙 3 下段の書面により変更契約の内容とエージェントによる代理調印を承諾するのであるから、その保護に欠けるところはない。従って、代理調印方式による変更契約書の締結は、「借入人、全貸付人及びエージェントの書面による合意」の要件を満たすと整理することができる。

b. 双方代理・自己契約との関係

代理調印方式においては、エージェントが複数の貸付人の代理人となる点で双方代理の要素が含まれるのではないか、また、エージェント自身も変更契約の当事者となる点で自己契約の要素が含まれるのではないか、という指摘が一応あり得ないではない。

しかし、エージェントにより代理される貸付人は、変更契約と同内容の変更契約書案を検討した上でエージェントによる代理調印を承諾するのであり、その承諾の内容として、当然、エージェントが他の貸付人を代理すること及びエージェント自身が変更契約の当事者となることも含めて許諾しているものと見ることができる。本人の許諾のある双方代理・自己契約はいずれも許容されているから（民法第 108 条但書）、かかる指摘が問題となることはないと考えることができる。

(c) 結論

以上から、代理調印方式により締結された変更契約の効果はシンジケートローン契約の当事者に有効に帰属することができる。

(2) 照会事項(2)について

(a) 法的責任の主な発生原因

代理人の負担する法的責任として、民法は、無権代理人の法定責任を定めている（民法第 117 条）。また、代理権付与に伴い本人と代理人との間に一種の委任契約関係が成立するのが通常であると解されるが⁷、代理人の行為が委任の趣旨に反する場合、委任契約の不履行による責任を負担することが考えられる。

これらの責任は、いずれも、エージェントが、貸付人の委任の趣旨に反し、授与された代理権の範囲を逸脱する代理権行使を行った場合に生ずるものと考えられる。

(b) 代理権の範囲と代理調印方式における代理権行使の態様

代理権の範囲は、代理権授与行為の内容によって定まる。代理調印方式における代理権授与は、上記(1)(a)のとおり上記 1③(iii)記載のエージェントに対する回答書によって行われるところ、別紙 3 の回答書の様式によれば、貸付人がエージェントに対し変更契約書案の内容による変更契約の締結の代理権を付与していることは明確である。

そして、上記 1③(v)記載のとおり、エージェントにより調印される変更契約書は、貸付人が承諾の意思決定の前提とした変更契約書案と同内容のものであることが前提とされている。

(c) 結論

以上からすると、上記 1 記載の事実関係を前提とする限り、エージェントによる代理調印行為が代理権の範囲を逸脱する代理権行使であると解される

⁷ 内田貴『民法 I（第 4 版）』（東京大学出版会）136 頁。

ことはなく、エージェントが、無権代理人の責任や委任契約違反の責任を負うことにはならないと考えられる。

なお、上記 1 記載の事実関係に反し、エージェントが実際に調印する変更契約の内容と、貸付人が代理権付与の前提とした変更契約案の内容が異なる場合には、かかる変更契約の締結がエージェントに付与された代理権の範囲内の行為であるか否か等を巡り、エージェントの責任が問題となることがあり得ることとなるので⁸、念のため留意されたい。

(注)

本メモランダムは、貴協会の要請に基づき、貴協会及び市場関係者のご検討の参考に供することのみを目的として作成されたものであって、本メモランダムは、上記以外の如何なる目的にも用いられてはならないものとします。市場関係者は、個別の事案等について、必要に応じ自ら弁護士等に相談の上、独自の検討に基づき判断を行うものとし、当職らは、本メモランダムに関して貴協会以外のいかなる者に対しても何らの責任を負うものではありません。

以上

⁸ なお、代理権付与に当たり一定の軽微な内容変更はエージェントの裁量により行うことができる旨を明確にすることにより、エージェントによる実務対応の柔軟性に配慮する等の工夫を行うことは考えられる。このような場合において、エージェントが貸付人を代理して調印した変更契約の内容が、貸付人が代理権付与の前提とした変更契約案そのものとは異なるとしても、その相違の内容がエージェントが予め授権された範囲内にとどまる限り、エージェントが権限外行為の責任を負担することにはならないと考えられる。

別紙1 借入人による契約変更依頼の様式

平成 年 月 日

エージェント 御中

貸付人 御中

借入人：

平成●年●月●日付シンジケートローン契約に関するご依頼
(●●条項の変更の件)

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

誠に遺憾ながら、弊社は【●●】の事情により、弊社を借入人とする掲題契約書（以下「本契約」といいます。）の内容を一部変更させて頂きたく、下記承諾依頼事項につきご検討賜りたいと存じます。

なお、当該変更契約書のドラフト案は、別途、エージェントより貸付人の皆様に対しご案内頂くことを予定しております。

貸付人の皆様には多大なるご迷惑をお掛けする事態となりましたことを改めまして深くお詫び申し上げますと同時に、引き続きご支援頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

記

本契約を以下の通りに変更すること。

対象 規定	変更前	変更後
第●条 第●項 第●号		
第●条 第●項 第●号		

以 上

平成●年●月●日

各貸付人 御中

〒●●●●-●●●●

【エージェント所在地】

【エージェント】

【担当部】

TEL ●●-●●●●●-●●●●●

FAX ●●-●●●●●-●●●●●

【借入人名】による契約変更依頼のご通知

1. 契約内容

借入人： 【借入人名】

契約日： 平成●年●月●日

契約名： シンジケートローン契約

2. 承諾依頼内容

依頼人： 【借入人名】

依頼日： 平成●年●月●日（●）

依頼書名： ●●条項の変更の件

上記の通り借入人より契約変更のご依頼がありましたので、依頼書の写しを添付して通知いたします。

追って、エージェントより変更契約書案をご送付の上、契約変更に関する諾否の回答をご依頼することを予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

*照会先：【エージェント】 【担当部】 【担当者名】 ●●-●●●●●-●●●●●

（添付）借入人のエージェント及び貸付人宛て平成●年●月●日付け依頼書の写し

平成●年●月●日

各貸付人 御中

〒●●●●-●●●●

【エージェント所在地】

【エージェント】

【担当部】

TEL ●●-●●●●●-●●●●●

FAX ●●-●●●●●-●●●●●

【借入人名】に関する承諾依頼の件

1. 契約内容

借入人： 【借入人名】

契約日： 平成●年●月●日

契約名： シンジケートローン契約

2. 承諾依頼内容

依頼人： 【借入人名】

依頼日： 平成●年●月●日 (●)

依頼書名： ●●条項の変更の件

回答期限： 平成●年●月●日 (●)

上記のご依頼に関して、上記回答期限までに、[エージェントが平成●年●月●日[●時●分]の電子メールにより送付した変更契約書案/エージェントが平成●年●月●日の電子メールにより送付した変更契約書案(ファイル名：●●.docx)](以下「本件変更契約書」といいます。)に関する下記承諾依頼事項の諾否について、本件変更契約書の内容をご確認の上、本紙にて弊社宛ご回答賜りますようお願い申し上げます。

記

【変更契約の内容の承諾と、エージェントの代理調印の承諾を、分けない場合】

エージェントが、貴[行/庫/社]を代理して、本件変更契約書に調印すること(なお、エージェントは、変更契約の内容の判断・決定について一切責任を負わず、また、エージェントの代理調印に係る調印事務についても故意又は[重]過失がない限り一切責任を負いませ

ん。)

【変更契約の内容の承諾と、エージェントの代理調印の承諾を、分ける場合】

- ① 本件変更契約書を締結すること。(本件変更契約書の締結の方式については、下記②をご参照下さい。)
- ② エージェントが、貴[行/庫/社]を代理して、本件変更契約書に調印すること(なお、エージェントは、変更契約の内容の判断・決定について一切責任を負わず、また、エージェントの代理調印に係る調印事務についても故意又は[重]過失がない限り一切責任を負いません。)

*照会先：【エージェント】 【担当部】 【担当者名】 ●●-●●●●-●●●●

切取不可

(以下、貸付人使用欄)

平成 年 月 日

(宛先)【エージェント】

(FAX: ●●-●●●●-●●●●)

印

(エージェント宛届出印)

【変更契約の内容の承諾と、エージェントの代理調印の承諾を、分けない場合】

上記承諾依頼事項について、

- 承諾します。(上記承諾依頼事項記載のエージェントの免責についても承諾します。)
- 承諾しません。

【変更契約の内容の承諾と、エージェントの代理調印の承諾を、分ける場合】

上記承諾依頼事項①について、

承諾します。

承諾しません。

上記承諾依頼事項②について、

承諾します。(上記承諾依頼事項②記載のエージェントの免責についても承諾します。)

承諾しません。(当[行/庫/社]が自ら本件変更契約書に調印します。)

以上

平成●年●月●日

借入人 御中
各貸付人 御中

〒●●●●-●●●●
【エージェント所在地】
【エージェント】
【担当部】
TEL ●●-●●●●-●●●●
FAX ●●-●●●●-●●●●

【借入人名】に関する承諾依頼に対する
回答結果のご通知

1. 契約内容

借入人： 【借入人名】
契約日： 平成●年●月●日
契約名： シンジケートローン契約

2. 承諾依頼内容

依頼人： 【借入人名】
依頼日： 平成●年●月●日 (●)
依頼書名： ●●条項の変更の件
回答期限： 平成●年●月●日

上記の通り承諾のご依頼があり、各貸付人宛に別途変更契約書案を送付してその締結に関する諾否の回答を依頼しておりましたが、全貸付人よりこれを承諾する旨のご回答がありましたので、通知いたします。

以上

*本件に関する照会先

【エージェント】 【担当部】
担当者 :【担当者名】(●●-●●●●-●●●●)

シンジケートローン第●変更契約書

【借入人名】（以下、「借入人」という。）、【貸付人 1】、【貸付人 2】及び【貸付人 3】（以下、各金融機関を「貸付人」といい、全ての金融機関を「全貸付人」と総称する。）並びに【エージェント名】（以下、「エージェント」という。）は、借入人、全貸付人及びエージェントの間で平成●年●月●日付で締結されたシンジケートローン契約書（以下、「原契約」という。）に関し、平成●年●月●日（以下、「本変更契約締結日」という。）付で以下の通り合意し、シンジケートローン第●変更契約書（以下、「本変更契約」という。）を締結した。なお、原契約で定義された用語については、本変更契約において別段の定めがない限り、原契約における定義に従うものとする。

第1条（変更事項）

- (1) 原契約第●条第●項を以下の通り変更する。
．．．
- (2) 原契約第●条第●項を以下の通り変更する。
．．．

第2条（原契約の存続）

- (1) 本変更契約による原契約の変更は、本変更契約締結日以降将来に向かってその効力を生じ、本変更契約締結日までに原契約の規定により既に行われた行為の効力を妨げない。
- (2) 本変更契約は原契約の同一性を失わせずにその内容を変更するものであり、本変更契約により変更された部分を除き原契約の各条項は本変更契約締結後も有効に存続する。

第3条（準拠法及び合意管轄）

本変更契約の準拠法は日本法とし、本変更契約に関して発生する紛争については、[東京地方裁判所]を非専属的合意管轄裁判所とする。

第4条（誠実協議）

本変更契約に定めのない事項または本変更契約の解釈に関し当事者間に疑義が発生した場合には、借入人及び貸付人は、エージェントを通じて協議を行い、その対応を決定する。

上記を証するため、本変更契約書 1 通を作成し、借入人及び貸付人本人兼全貸付人（【エージェント名】を除く。）代理人兼エージェントとしての【エージェント名】の代表者又は代表者の代理人が記名押印し、エージェントが、自己並びに貸付人及び借入人のために保管する。

平成●年●月●日

借入人：【借入人名】

貸付人本人兼全貸付人（【エージェント名】を除く。）代理人兼エージェント：【エージェント名】

別紙6 エージェントに対する変更契約締結の代理権限付与に関する規定の例

(下線はコミットメントライン契約書 (JSLA平成25年版) 第25条第1項との相違点を示す。)

第25条 (エージェントの権利義務)

- (1) エージェントは、全貸付人の委託に基づき、全貸付人のためにエージェント業務を行い、権限を行使し、エージェント業務を行うに際し、通常必要または適切とエージェントが認める権限を行使する。各貸付人は、本契約の変更契約その他本契約に関連する契約について、当該貸付人がその内容を承諾することを条件として、エージェントが当該貸付人を代理して当該契約に調印する権限をここに与えるものとする。エージェントは、本契約の各条項に明示的に定められた義務以外の義務を負わず、また、エージェントが貸付人のために当該貸付人の承諾した内容により本契約に関連する契約に調印したこと、並びに貸付人が本契約に基づく義務を履行しないことについて一切責任を負わない。また、エージェントは貸付人の代理人であり、別段の定めのない限り借入人の代理人とはならない。